

The Law of Natureについて
—中英語期の意味内容からの一考察—¹

浅 香 佳 子*

The Law of Nature
— A Historical Analysis —

Yoshiko Asaka*

Abstract

The 'law of nature' or 'natural law' has been an important concept in the West since the classical period, when the phrases were endowed with some political and philosophical meaning by Aristotle, Cicero or Seneca. The idea was continued by the writers of the Middle Ages, and the fourteenth-century authors such as Geoffrey Chaucer and William Langland were amongst them. The *Oxford English Dictionary*, defines the law 'as was implanted by nature in the human mind, or as capable of being demonstrated by reason', while the *Middle English Dictionary* defines its Middle English counterpart, 'law of kynde', as 'the laws of principles governing the natural world', and 'the natural moral law'.

The phrase 'the law of nature', however, seems to have had more multi-stranded significance in the past. The following paper closely examines the works of two of the fourteenth-century writers mentioned above, thereby clarifying the meanings of this complex phrase. In *Piers the Plowman*, the law is identified with 'reason,' and constitutes an essential element of the maintenance of the order in the hierarchical feudal society. It also means 'natural instinct' or 'natural desire' necessitated by the desire for subsistence. In Chaucer's works, natural law does not appear to be based upon reason, as is seen in the instances in the most influential source-work for Chaucer, le *Roman de la Rose*, where the law means such basic desires as sexual urge or appetite.

キーワード

the law of nature、語彙の歴史、古英語・中英語の意味

*あさか よしこ：大阪国際大学人間科学部教授〈2005.12.1 受理〉

はじめに

「自然法」「自然権」「自然(の)法則」あるいは「自然律」は、法学や自然科学の分野ではよく使われることばだが、一般の日本人には馴染みが薄い。『日本国語大辞典』(小学館、第2版)によれば、それらはいずれも1880年以降にthe law of natureやnatural lawの翻訳語として輸入されたものである²。これらのフレーズはローマ共和国時代の法思想概念である*ius naturale / lex naturalis* に始まって以来、西洋にあっては、人間社会、人間を含む全ての生き物の世界、さらには宇宙を支配する重要な概念であり続けてきた。the law of nature / natural lawは元来、どのような意味内容をもっていたのであろうか。ヨーロッパ古典古代の思想を受け継いだといわれる中英語時代の作品、とりわけ14世紀の2大詩人であるGeoffrey Chaucerと、William Langlandの作品から用例を引いて考えてみたい。

I. the law of nature

Oxford English Dictionary (以下、*OED*と略記)はthe law of natureを、「人間がその精神の内に生まれながらに有し、理性によりその力を示しうる」(‘as implanted by nature in the human mind, or as capable of being demonstrated by reason’) (*OED*, lawの項, 9c) 法や掟だと定義し、アリストテレスの政治思想に由来し、キケロ、セネカからローマ時代の法思想家に受け継がれた概念であると説明している。*OED*はその一番古い用例として*The Legend of St. Katherine* (ca.1225) から‘cundelich lahe’を挙げ、続いて*Cursor Mundi* (ca.1300) から‘be lach of kynde’、そしてJohn Gowerの*Confessio Amantis* (ca.1390) から‘lawes of nature’をあげている。‘natural law’という表記は1878年になって初めて見られる。the law of natureを表す中英語は、law of kyndeとlaw(es)of natureであり、*Middle English Dictionary* (以下、*MED*と略記)によるその定義は、1)「自然界を支配する諸法則」(‘the laws of principles governing the natural world’) (*MED*, kyndeの項,7c)、2)「生得の道德律」(‘natural moral law’) (*MED*, kyndeの項,5b)である。

*OED*に説明されているように、the law of natureを「理性の働き」に根ざすものと見なす用例は、William Langlandの*The Vision of Piers the Plowman* (1360~ca.1385、以下*Piers the Plowman*と略記)に多く見られる。この作品では「自然」を表わす語彙はkyndeだが、この語は「理性」や「道理」を意味するresonと縁が深い。LanglandはBテキスト第15歌で、自然(kynde)に反することはあらゆるresonにそむくことだと登場人物に言わしめているが³、このせりふの裏を返せば、「自然にしたがうことは理性的だ」という意味である。この少し前では、resonの概念を擬人化した人物のResonがみずからRacioと名のり(‘Thanne is Racio my ri3t name, “Reson”on Engli3sh,’B.15.28)⁴、resonがラテン語ratioに由来することばであることを明らかにしている。*Oxford Latin Dictionary* (1982)によれば、ratioには元来「(社会)の指導原理」(‘a guiding principle’)、「自然の力の支配原理」「自然の法則」(‘The ruling principle of natural forces, law (of nature)’)の意味があるが、ここからも*Piers the Plowman*のkyndeは、後で具体的に見るように、「理性」に根ざした「掟」と推測される。

しかしもう一方において、中英語期のthe law of natureは「人間の自然状態」に根ざし

た法則や掟、そして「生殖本能」や「生存への欲求」という「社会の定めや宗教の教えよりも強い自然としての人間」の掟でもあった。中英語 *kynde* には、「自然本能、欲求」(‘the natural instinct, disires’) (*MED*, *kynde* の項, 5b) の語義があるが、これは人間やすべての生き物に生まれながらに備わった本能的な欲求や生殖本能をさしている。Chaucer から例を引いてみよう。彼は初期の夢物語詩の *Parliament of Fowls* (c.1380) のなかに「自然の女神」(Goddess of Nature) を登場させている。Chaucer は彼女の姿や衣装を Alan of Lille の *Pleynt of Kynde* (ca.1160-65)⁵ から取ったと述べているが、そのみならず、Alan の自然(Natura)の役割—生殖による種の保存—も同時に彼女に付与している。「自然の女神」は彼女のもとに集まったあらゆる種類の鳥たちに生殖愛を促し(‘Youre makes, as I prike yow with plesaunce.’ *Parliament of Fowls*, 1389)、かくして鳥たちはそれぞれ気に入った相手と睦み合うべく雄雌ペアとなって飛び立って作品は終わる。

自然を支配する法則 the law of *kynde* は自然(*kynde*)の意味内容と切り離して考えられるものではなく、OED や MED に記された定義以外にも多くの意味があった。中英語で書かれた作品から例をとって、当時 law of *kynde* が何を表していたのかを見てみよう。

II. 理性の働きと社会の階層的秩序を重視する the law of nature

J. S. Wittig 著の『農夫ピアズの幻想』のコンコーダンス (*Concordance to Piers Plowman*, 2001) によれば、ラングランドは ‘law of *kynde*’ を、Aテキストで1回、Bテキストで2回、Cテキストで4回使用している⁶。この作品は「夢」を意味するヴィジオ (*Visio*) と「生」を意味するヴィタ (*Vita*) から成り、ヴィジオ (序歌—第7歌) に描かれる王国では「自然法」を重んじ、それによって支配される社会を理想としている⁷。I. の「the Law of Nature」のところで既に説明した law(es) of *kynde* / nature の意味内容通り、Bテキストの第4歌と第5歌では、生得の道徳律である「良心」と「理性」に国の指導者としての立場を与えている。Bテキスト第4歌では、国王は抽象概念が擬人化された人物である〈理性〉(Reason) に向かって、自分の助言者となり〈良心〉(Conscience) と共にその民草を善導するよう願う。Bテキストを補って書かれたCテキスト第4歌では、国王はこの二人に財務省長官 (Chancellor of the Exchequer) と王座裁判所判事 (King’s Justice) という重要なポストを与えている。

Forthy, Resoun, redyly thow shalt nat ryden hennes,
But be my *cheef Chaunceller in Cheker and in Parlement*,
And Conscience in alle my courtes be as *kynges iustice*
(*Piers the Plowman*, C.4.184-86、イタリックは筆者)

それゆえ、〈理性〉よ、容易に余のそばを離れてはならぬ。

財務省と議会でわが長官でいてほしい。

〈良心〉には王座裁判所の判事でいてほしい⁸。

第5歌で〈理性〉は、野原に群がるこの世のあらゆる階級の人々—国王、教皇、高位聖職者、司祭、修道団、商人、浪費者—を相手に、それぞれの身分に応じた義務をまっとうするようにと説く。〈理性〉はその説教のなかで、封建社会の階級秩序を維持することを重視している。Cテキスト第5歌の1～108行は、後にBテキストに加筆された部分だが、そこでは主人公のウィルが〈理性〉に念を押して話しかけるという形で、騎士、聖職者、農夫、農奴、領主の区別をし、人は自らの身分を超えることなく、それぞれの身分に応じた振る舞いをすべきだと説いている。

Bondemen and bastardus and beggares children,
Thyse bylongeth to labory, and lordes kyn to serue

(*Piers the Plowman*, C.5.65-66)

農奴や私生児や乞食の子供は
労働する義務があり、領主の類に仕えるのだ。

この一節から、当時の階層的な社会的身分が流動的なものではなく固定したもの、すなわちより下の階級からの上への進出は許されないものであり、人間にはそれぞれの階級にふさわしい職務、すなわち職分を与えられていると考えられていたことが窺える。これまで見てきたことから、第4歌と第5歌で描かれる「『自然法』に支配される社会」とは、「理性」と「良心」の善導によって保たれる秩序と階級的な社会秩序という、二つの秩序の維持を重視する社会である。この「自然法」は「社会の階層的秩序」または「社会の支配原理」とも言い換えることができる。

Ⅲ. 「人間の自然状態」「自然本能」表す the law of nature

『農夫ピアズの幻想』Cテキストの第13歌で、擬人化された抽象概念の登場人物〈向こう見ず〉(Recklessness)は、「富める者」より「貧しく忍耐する人」の方がより賞賛に値するということを、一つの喩えを用いて説明している⁹。商人とその遣い人が同じ目的地をめざして同じ道を行ったとする。後者は金品を狙われることがないぶん、余計な不安に駆られることなく前者より早く目的地に達するというのがそれである。〈向こう見ず〉は小麦畑のなかを通る貧しい遣い人を形容して、格言のごとき一節をラテン語で口にする。

Necessitas non habet legem [困窮した時には何ら法の支配を受けない]

(*Piers the Plowman*, C.13.43)

legemは「法律」を意味するラテン語lexの目的格・単数であり、‘non habet legem’ (法の支配を受けない)とは後に述べるB.20.18から、「盗みを働いても良い」という意味だということが分かる。Cテキストを現代英語に訳したG.D. Economouはこのラテン語のフレーズに、‘A maxim of natural law’ (下線は筆者)という註を付しているが¹⁰、Economouのいう‘natural law’の意味は、Bテキスト第20歌に出てくる登場人物〈困

窮) (Need) のせりふ、‘That alle bynges vnder heuene ou3te to ben in comune’ (この世のものはすべて共有されるべきだ) (B.20.276) によく表されている。「自然法」思想は古代ローマの法思想から中世に受け継がれて神学と結びついたが、ラングランドはトマス・アクィナスを初めとする中世カトリックの思想を吸収していたようである。アクィナスは生活に逼迫した場合の盗みは罪にならないとしている。

In casu extremae necessitatis omnia sunt communia ...Unde licet ei qui talem necesstatem patitur accipere de alieno communia"

生活に窮している場合、全ての物資は共有資産である…したがって困窮の身にある人は生存に必要ななら、他人のものを取ることが許される。

(*Summa Theologiae*, 2a2ae, 66, 7-9)¹¹

この〈困窮〉は「生活の逼迫や窮乏」を意味する抽象概念で、彼は上に引用した「人間による万物の共有財産」という考え方を主張し、それが「自然法」(law of kynde, B.20.18) に基づいていることを明らかにしている。彼は「人は誰しも食べ物、飲み物、着る物を十分に手にする権利があり、生存のために食べ物を盗み取ることは罪にならぬとは、自然の法が命じているところだ」と言う。

And if hym list for to lape, *he lawe of kynde wolde*
That he dronke at ech a dych, er he [deide for þurste].
So Nede, at gret nede, may nymen as for his owene,
Wibouten conseil of Conscience or Cardynale Vertues—

(*Piers the Plowman*, B.20.18-21、イタリックは筆者)

水が飲みたいとなれば、自然の掟は
喉が渴いて死ぬ前に溝という溝に首を突っ込んで水を飲めと言う。
逼迫すれば〈困窮〉は身を守るために盗んでもかまわぬ、
〈良心〉や〈枢要徳〉の助言は要らぬぞ—

〈困窮〉が口にしたthe law of natureとは、「生存への欲求」「食欲」「性欲」といった「人間の自然の欲求」「自然本能」を表わすと考えてよい。この意味のthe law of natureは現代英語‘Necessity knows [or has] no law.’「(諺) 必要に法則なし；背に腹は代えられない」¹²に名残りをとどめている。

ここで、第20歌のあら筋を簡単に追ってみよう。夢から覚めたウィルは〈困窮〉(Need)に出会った。〈困窮〉は「施しを求めることや、窮迫を恥じてはならぬ」と言った。ウィルはふたたび眠りに落ちて不思議な夢を見た。〈良心〉はアンチ・クリストが率いる傲慢などの悪徳の集団と戦い、Kynde(自然)¹³に救援を求めた。Kyndeは老齢・死・病気を引

き連れてきてやって来て、〈良心〉を除いて、大勢の人々を身分の上下を問わず殺した。つぎに〈良心〉は人間の内面にある様々な悪徳とたたかう。ウィルは老齢と死の攻撃に恐れをなしてKyndeに救いを求めると、Kyndeは聖なる教会〈統一〉(Unity)に行って愛する技術を学ぶようにとウィルに言う。〈統一〉では〈良心〉が番人としてキリスト教徒を守り、アンチ・クリストに味方する者たちに立ち向かっていた。しかしそこで、〈良心〉は〈困窮〉の助言を受け入れて、托鉢修道士〈家に忍び入る〉(*Penetrans—domus*)を〈統一〉のなかに入れてしまった。その途端、〈統一〉内部の人々は罪を感じなくなり、教会内部にいる人々さえ墮落してしまう。〈良心〉はKyndeに自分の仇討ちをたのみ、そして自らは農夫ピアズを捜しに世界を遍歴すると言ったところで第20歌は終わる。

IV. 「生存への欲求」 the law of natureと秩序の崩壊

既に指摘されているように、『農夫ピアズの幻想』のKyndeは「父なる創造主の神」であり、自然界を育む「愛」、そしてこの世の生き物に植え付けられた自然本能としての「生殖」を意味する¹⁴。これらの意味内容から離れて、第20歌のKyndeは凄まじい「破壊力」をふるう。この歌では聖書において世の終りに出現するとされるアンチ・クリストが登場し、人間社会のみならず、良心の最後の砦である〈統一〉(Unity)さえもが疫病や道徳的頹廢におかされ、まさに終末の様相を呈していると指摘されてきた。

神の創造による自然界の「存在の充溢」(*plenitudo essendi*)—存在するものはすべて必要により存在する—は、諸悪さえ必要なものとしてその場所が与えられていると見た¹⁵。Kyndeが連れてくる老齢・死・病気は自然の本性であるし、アンチ・クリストに象徴される社会悪や、肉欲・強欲・欺瞞などの悪もまた、善と同様に人間の本性である自然の一部である。「生存のための盗み」もまた、人為的な法ではなく、the law of natureによって許容されている。第20歌の初めに登場するのは、この意味でのthe law of natureの考えを体現する人物〈困窮〉であり、最後に〈良心〉をたぶらかせて托鉢修道士を〈統一〉に招き入れ、教会のモラルを腐敗させるのも〈困窮〉である。人間社会において〈困窮〉という状態が続けば、盗みが頻発し社会は無法状態へとおちいってしまう。『農夫ピアズの幻想』第20章では、生存への欲求が社会の秩序を破壊し、良心、教会、そして全人類を破壊させる力となり得ることを示している。

V. 理性に反する自然の掟＝自然としての人間の掟

ジェフリー・チョーサー (Geoffrey Chaucer) の『鳥類の議会』(*The Parliament of Fowls*, 1382) で自然の女神 Nature は、雌ワシに向かい ‘If I were *Resoun*, certes, thane wolde I / Conseyle yow the ryal tersel take—’ (「もし、わたしが〈理性〉であるならば、王者の鷲を選ぶことを薦めます」) (*PF*, 632-33)¹⁶と云うが、この2行に「私は理性 (*Resoun*) ではないから、王者の雄ワシを選ぶようにという助言ができない」という Nature の立場が読み取れる。この立場は Nature は人間を造ることはできても、人間に Reason を与えることはできない、つまり Reason は神の所管であって、Natura の所管ではないとする『ばら物語』(*Le Roman de la Rose*, 前篇 ca.1230; 後篇 ca.1268~74, 以後RRと略

記)¹⁷の Nature のそれと同じである。作者ギョーム・ド・ロリス (Guillaume de Lorris) は語り手をして「Reasonと呼ばれる女性は樂園につくられたに違いない。それというのも、Nature はこれほど整然とした作品を作ることができないからだ」、そして「神は彼女を自らの姿形に似せてお造りになったのだ」と言わしめている。チョーサー訳で見てみよう。

*Reason men clepe that lady, …
Her goodly semblant, by devyse,
I trowe was made in parayse,
For Nature had never suche a grace
To forge a werke of suche compace. …
God himselfe, that is so hye,
Made her after his ymage.*

(*Romaunt*, 3193-3211; cf. *RR*, 2956, 2969-75、イタリックは筆者)

その淑女は〈理性〉と呼ばれていた、…
身なりや顔かたちから判断すれば、
彼女は天国の樂園で作られたかのように思われた。
なぜなら〈自然〉には、これほど優美さで
このような姿の作品を作り出すことは不可能であるからだ。…
天の高みにおわします、神みずから、
みずからの姿形に似せて〈理性〉をお作りになったのだ¹⁸。

*RR*のもう一人の作者ジャン・ド・マン (Jean de Meun) は、*Natura*に「自分の創り出すものは壊れやすく、永遠性がない。Reasonは自分ではなく神が創るのだ」と言わしめている。

*San faille, de l' antandemant*¹⁹
connois je bien que vraiemant
celui ne li donai je mie. …
c'est Diex, qui createur se nome.
Cil fist l' *antandemant* de l' ome,
Et, an fesant, leli donna.

(*RR*, ll. 19025-19027 ; *RR*, 19114-19117、イタリックは筆者)

悟性というものについては、嘘偽りなく申しますが、
わたしが人間に与えたものではないと
はっきり認めます。…

すなわちそれは神であり、「創造者」の名を持ちます。
神が人間の悟性を創出し、
作り上げてそれを人間に与えたのです²⁰。

Reason に相当するフランス語だが、ギョームは *Reson* (現代仏語 *Raison*) を、ジャンは定冠詞をつけて *antandemant* (現代仏語 *entendement*) を使用している。*Reson* はラテン語 *ratio* を語源とし、古フランス語に入って

11世紀以降は‘*faculte de penser*’「考える能力」の意味で使われた。一方、*entendement* は「(人の)話を聞く、(相手の話を)理解する」という意味のラテン語 *intendere* を語源とする。したがって、「*ratio*と*entendement* は自ら考える(能動的・積極的な)能力と、人の話を理解する(受動的・消極的な)能力であり」人間の能力の相反する二面を表わしていると考えられる²¹。

以上の説明から、通常「理性」「悟性」と訳されている *raison* と *entendement* は同義とは考え難いが、そのどちらもが神より下に、*Natura* (自然界) より上位に位置する。

アラン・ド・リール(Alain de Lille)の『自然の嘆き』(*De Planctu Naturae*, ca.1160-65)においても、*Natura* は神の副代理人であるとして神の下に位置する。この *Natura* は自然界のありとある物を造り出し、それに姿・形を与える芸術家であり、人間を含めたあらゆる種の「本性」(=*kynde*) などの付与特徴を備えたものをも創り出す。しかし、同じアランの『反クラウディアヌス』(*Anticlaudianus*, ca. 1179-82) に示されているように、*Natura* は人間に魂を与えることは出来ない。イタリアの『デカメロン』(*Decameron*) でも、やはり「自然の掟」とは「人間的なこと」(*umana cosa*) である²²。第四日目の冒頭の話、

一人のフィレンツェの男が、愛する妻に先立たれた哀しみに、神への奉仕に一身を捧げようと心に決めて俗世を捨て、幼い子を連れて山にこもった。何年か後、物心ついて初めて町に下りたその息子は、そこで美しく着飾った若い女たちを目にした。「あれは何か」と息子に訊ねられて、父親は「あれは鷺鳥という悪いものだ」と説得した。何度も見せられたあの絵の「天使よりも美しい」鷺鳥がなぜ悪いのか、ぜひ一羽欲しいと言いだした。こうして父親は「自然の方が知恵よりも強い」ことを悟った²³。

話の末尾で、「自然の法則に反抗しようとするには、あまりにも大きな力が必要だ」と語り手に言わしめているように、ボッカッチョにとって「自然の法則」とは、「何よりもまず物理的には肉体であり、精神的には情念であり、社会の定めや宗教の教えよりも強い自然としての人間の在り様」²⁴ *umana cosa* のことであったようである。チャーサーは「自然の掟」を *nature* ではなく、*the law of kynde* と表記しているが、その意味は『ばら物語』、アラン・ド・リールの作品や『デカメロン』などのラテンの伝統にもとづいて、神と理性の下に位置するより人間的な掟であったのではないだろうか。ガワーもこの伝統のなかに

ある。『恋する男の告解』の第3巻「カナセとマカレアス」でも、若者が恋に屈服することを「理性 (reson) を失い自然の掟 (the lawes of nature) に従う」ことだと書いているように、「自然の掟」は「理性」と相反する人間の情念や恋のことである。

結び

チョーサーもラングランドも「自然の掟」を表わすのに the law of kynde を用いているが、両者の「自然の掟」the law of kynde には違いがあると思われる。チョーサーの the law of kynde は「社会の定めや宗教の教えよりも強い自然としての人間の在り様」を意味するのにに対し、ラングランドのそれは「正しい Reason(理性)に基づいて治められる社会の掟」「人間の自然状態」「自然本能」を意味する。この主張を語源と『ばら物語』、アラン・ド・リールの作品や『デカメロン』を検証することにより裏付けることを試みた。チョーサーの Nature は Reasonと対立し、ラングランドの kynde は Reason に基づく。前者は『鳥類の議会』に見られるように、かわりに「自由意志」(Will) を尊重する。この違いは nature や kynde によって表わされる、2人の詩人の「自然」が、ラテンの伝統に基づいているのか、あるいはゲルマンの意味内容に基づいているのかの違いに因っていると思われる。

¹ 本稿は『英語史研究会会報』(英語史研究会)12号(2004)、および『英語史研究会会報』(英語史研究会)14号(2005)の原稿に加筆・修正を加えたものである。

² 柳父章は、the law of nature の翻訳語として幕末、明治初期には「性法」「天律」があり、それらが「自然法」にとって代わられたことを述べている。柳父章『翻訳の思想—「自然」とNATURE』(平凡社、1977年;筑摩書房、1995年)、P.82を参照

³ “It were ayeins kynde,”quod he, “and alle kynnes reson…” (11.52-53)

⁴ *The Vision of Piers the Plowman* からの引用は、A.V.C. Schmidt, ed., *Piers Plowman: A Parallel-Text Edition of the A,B,C and Z Versions* (Longman, 1995)に拠る。B.15.28はBテキスト第15歌28行を表す。

⁵ 成立年代は、J. J. Sheridan, trans. *The Plaint of Nature* (Toronto: Pontifical Institute of Mediaeval Studies, 1980), p. 35を参照。

⁶ A. 7. 207; B. 6. 221; B. 20. 18; C. 8. 230; C. 17. 152; C. 17. 160; C. 22. 18. J. S. Wittig, *Concordance to Piers Plowman* (London & New York: The Athlone Press, 2001)を参照。

⁷ たとえば、池上忠弘訳 W. ラングランド『農夫ピアズの幻想』(中央公論社、1993)、p.262.

⁸ 中英語テキストの日本語訳はすべて筆者による。

⁹ Cテキスト12.153行から13.100行の〈向こう見ず〉(Recklessness)が長広舌をふるう場面である。この部分はAテキスト(12歌で終わっている)にも、Bテキストにも該当部分がないCテキストのオリジナル部分である。

¹⁰ G.Economou, trans., *William Langland's Piers Plowman: the C version: a verse translation* (Philadelphia: Univ. of Pennsylvania Press, 1996), p.242.

¹¹ Thomas Aquinas, *Selected Political Writings*, ed. A.P.D Entrèves with a translation by J. G. Dawson (Oxford, 1948)

¹² 『ランダムハウス英和大辞典』第2版(小学館、1994)、necessityの項を参照。

¹³ 本稿は the law of kynde (イタリックは筆者)の論考であるから、kynde が擬人化された役柄の Kynde は原語を用いた。

- ¹⁴ Hugh White, *Nature and Salvation in Piers Plowman* (Cambridge: D. S. Brewer, 1988), chap. 3. *Piers the Plowman* の Kynde は自然界と神を意味することは、浅香佳子「自然とnature—中英語kyndeからの一考察」『英語表現研究（日本英語表現学会）21号、pp.13-22.
- ¹⁵ 例えば、チョーサーの『百鳥の集い』（*The Parliament of Fowls*）の鳥には害悪を働く鳥も含まれていて、そこにこの考えがよく表されている。
- ¹⁶ Chaucer からの引用は、John H. Fisher, ed. *The Complete Poetry and Prose of Geoffrey Chaucer* (New York: Harcourt Brace College Publishers, 1989) に拠る。本稿におけるイタリックはすべて筆者による。
- ¹⁷ 『ばら物語』の制作年代は篠田勝英氏に拠る。篠田勝英訳『薔薇物語』（平凡社、1996年）pp.631-33を参照。
- ¹⁸ 日本語訳は筆者による。
- ¹⁹ *Le antandemant* 「理解力（哲学）悟性」<古フランス語 *entendre* <ラテン語 *intendere* *Le Roman de la Rose* は F. Lecoy 版を使用。ラテン語 *ratio* と古フランス語 *entandemant* の意味は *Oxford Latin Dictionary (OLD)*, ed. P. G. W. Glare (Oxford: Clarendon Press, 1982) と *Dictionnaire de l'ancien français* par A. J. Greimas (Larousse, 1968) を参照。Greimas 版は *entendement* を 'Sens, jugement' と定義している。
- ²⁰ 訳は篠田勝英訳『薔薇物語』による。
- ²¹ *ratio* と *entendement* の意味上の違いは、森本英夫氏の見解によっている。
- ²² 高田英樹「ジバングの系譜(三)—ボッカッチョ『デカメロン』の東方—」大阪国際大学紀要23-1号を参照。
- ²³ 日本語訳は柏熊達生訳『デカメロン』に拠る。イタリア原文の「自然の掟」については、上掲の高田英樹「ジバングの系譜(三)」を参照。
- ²⁴ 高田英樹「ジバングの系譜(三)」より引用。